

報道資料

平成30年5月17日
総務部法務文書課
県政情報係 中島、橋本
直通 0742-27-8348
庁内内線 2341、2349

奈良県情報公開審査会の第205号答申について

行政文書の一部開示決定に対する審査請求についての諮問第254号事案に関して、下記のとおり、奈良県情報公開審査会から奈良県公安委員会に対して答申されましたのでお知らせします。

記

1 答申の概要

- ◎ 答 申：平成30年5月15日
- ◎ 諮問実施機関：奈良県公安委員会
- ◎ 実施機関：奈良県警察本部長（刑事部刑事企画課）
- ◎ 対象行政文書：「1. 取調べ状況報告書等の作成に当たっての留意事項等について（伺い）、2. 呼出簿の様式について（伺）、3. 被疑者取調べに係る事前承認について（伺）、4. 微罪処分の取調べに関する事前承認の在り方等について（伺）、5. 女性被疑者の取調べにおける性的な不適正事案の防止について（伺）、6. 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行指針について（伺）、7. 裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行実施要領について（伺）、8. 取調べ状況管理業務の運用について（伺い）、9. 録音・録画記録の複製物の作成要領等について（伺）、10. 録音・録画装置（設置型）運用要領について（伺）、11. 知的障害等の障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行指針の制定について（伺）、12. 「知的障害等の障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行実施要領」の制定について（伺）、13. 質疑応答集「知的障害等の障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行に関するQ&A集」の送付について（伺）、14. 発達障害を有する被疑者の取調べに関する参考資料の送付について（伺）、15. 「裁判員裁判対象事件に係る取調べの録音・録画の試行」及び「知的障害を有する被疑者に係る取調べの録音・録画の試行」の報告要領等の変更について（伺）、16. 指導日より「取調べに全般にわたる捜査管理の徹底について」の作成について（伺い）、17. 指導日より「取調べ室へのICレコーダー等の持ち込みへの対応について」の作成について（伺）、18. 指導日より「取調べ時における動静監視及び捜査資料の管理の再徹底について」の作成について（伺）、19. 指導日より「取調べ時の言動等に係る国家賠償請求訴訟の判決について」の作成について（伺い）」
- ◎ 諮問に係る処分と理由
 - 決定：一部開示決定
 - 不開示部分：
 - ア 起案者の氏名及び印影、決裁欄の印影の一部
 - イ 警察電話の内線番号
 - ウ 取調べ状況管理業務の運用について（伺い）の資料3取調べ状況管理業務の操作手順中のユーザID、サーバ名、ドメイン名
 - エ 指導日より第481号の1はじめにの一部、4録音に対する具体的対応要領の（4）録音できないことを理由に取調べに応じない場合の一部
 - オ 指導日より第484号の発生事案の一部
 - 不開示理由：
 - ア 上記不開示部分のイ
条例第7条第2号に該当
特定の個人を識別することができるものであり、警部補以下の階級にある警察官の氏名及び印影は、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていないため。
 - イ 上記不開示部分のウ
条例第7条第6号に該当
担当者に割り当てられた電話番号であり、公にすることにより、警察内部における情報通信業務が妨げられるなど、警察事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。
 - ウ 上記不開示部分のウ
条例第7条第4号及び第6号に該当
ユーザIDは、奈良県警察情報システムへのアクセス許可を行う利用者を識別する情報であり、また、サーバ名、ドメイン名は、当該システムを構成するネットワーク及びサーバを特定する情報である。
これらを開示することにより、当該システムへのアクセス方法やシステム構成が類推され、外部からのシステムへの侵入、攻撃など犯罪行為を誘発し、又はこれら

犯罪の実行を容易にするおそれがあるため。(第4号)

システムへの侵入、攻撃により、警察の情報管理に関する事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(第6号)

エ 上記不開示部分の

条例第7条第4号に該当

犯罪捜査に関する情報であり、開示することにより、犯罪者が取調べ手法等の分析を行い、対抗措置を講じるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。

オ 上記不開示部分の

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる罪名、年齢、その他の記述を公にすることにより、個人の権利利益を侵害するおそれがあるため。

◎ 審査会の結論：実施機関の決定は妥当である。

◎ 判断理由：

1 本件行政文書について

本件行政文書は、奈良県警察本部刑事企画課が所管する業務に関して、実施機関の職員の業務の参考となる情報を掲載し、配布している「指導だより」のうち、平成27年5月15日に発行されたものである。当該文書には、実施機関が任意段階の被疑者の取り調べにおいて、当該被疑者が取調べの状況を録音した場合の問題点、録音や取調室内への録音機器の持ち込みに対する具体的な対応要領及び取り調べ時における捜査資料の管理に係る留意事項等が記載されている。

2 条例第7条第4号該当性について

条例第7条第4号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」については、不開示とすることを定めている。

諮問実施機関は、本件不開示情報について、条例第7条第4号に該当すると主張しているので、以下に検討する。

諮問実施機関の説明によると、取調べを受ける者に取調べ内容を録音された場合、当該情報が外部に流出することにより、事件関係者の名誉やプライバシーが侵害されるおそれがあるとともに、共犯者等による証拠隠滅に利用されるおそれ等があるため、取調べを受ける者から録音の申出があっても応じておらず、取調室に録音機器を持ち込むことがないよう確認に努めているとのことであり、当審査会が、本件行政文書を見分したところ、本件不開示情報は、実施機関の取調べを受ける者が、取調室に録音機器を持ち込んだことが判明した場合の取調べの手法について具体的に記載したものであると認められた。

取調べにおいては、取調べを受ける者が、様々な手段を用いて捜査を妨害しようとする状況が想定されるところであり、この点を考慮すると、本件不開示情報が公になることにより、取調べを受ける者が、取調室に録音機器を持ち込んだことが判明した場合の実施機関の取調べの手法について事前に了知することとなり、それを基に実施機関の取調べへの対抗策を講じることにより、捜査の一環である取調べの実施に支障を及ぼすおそれがあるとの諮問実施機関の説明には合理性が認められる。

以上のことから、本件不開示情報は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であると認められ、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

2 事案の経緯

① 開示請求	平成28年	5月12日		
② 決定	平成28年	7月1日	付けで一部開示決定	
③ 審査請求	平成28年	7月20日		
④ 諮問	平成28年	8月18日		
⑤ 経過	平成30年	1月25日	第215回審査会	審議
	平成30年	2月22日	第216回審査会	審議
	平成30年	3月20日	第217回審査会	審議
	平成30年	4月27日	第218回審査会	審議